

「千葉県宿泊税の制度案に関する意見募集」

（パブリックコメント）の結果について

1. 募集期間

令和8年6月26日（金）から7月24日（金）まで

2. 意見提出方法

インターネット（ちば電子申請サービス）、郵送、ファクシミリ

3. 意見募集結果

（1）意見提出者数

35人

（2）意見件数

111件

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

（3）項目別意見数

- ①導入目的、財源確保策に関するもの：9件
- ②導入による影響に関するもの：4件
- ③導入に関する検討経緯に関するもの：2件
- ④宿泊税の使途に関するもの：24件
- ⑤税制度（税率）に関するもの：7件
- ⑥税制度（免税点）に関するもの：10件
- ⑦税制度（課税免除）に関するもの：7件
- ⑧税制度（その他）に関するもの：19件
- ⑨宿泊税の徴収事務に関するもの：18件
- ⑩導入に向けた宿泊事業者支援に関するもの：2件
- ⑪その他：9件

ご意見等	県の考え方
①導入目的・財源確保策	
大賛成です。過剰なまでに増えたインバウンドを牽制するためにも必要と考えます。500円位でもいいと思います。	宿泊税の導入について、賛成いただきありがとうございます。 県では、多様な特色を有する本県の全域が将来にわたり観光を通じて発展していくことを目指し、観光の振興を図るとともに本県の魅力を高める施策に要する費用に充てるために宿泊税導入に向けた検討を行っています。 観光客と地域住民双方に配慮した観光地づくりに宿泊税を利用できる制度案としており、インバウンド対応に活用することを想定しています。 税率については、県が取り組むべき観光振興施策の事業規模や、県内の延べ宿泊者数を考慮して、1人1泊につき150円に設定しています。
インバウンド客によるオーバーツーリズムを抑制したいのであれば、観光振興予算を削減すれば良いだけのことである。県の観光振興予算の確保が目的であれば、商工労働部観光政策課の職員の給与を毎月150円返納・減額し、宿泊者と同じ思いで身を切るべき。	県では、多様な特色を有する本県の全域が将来にわたり観光を通じて発展していくことを目指し、観光の振興を図るとともに本県の魅力を高める施策に要する費用に充てるために宿泊税導入に向けた検討を行っています。
宿泊税は観光振興を図る費用に充当するために設けた新税ということですが、新税導入に反対します。何故いま茂原市に必要なのか説得力ある説明がありません。 観光施設の整備であれば県・自治体の予算で対応すればよいわけで、何か使い勝手のよい財布を手に入れて県内の事業者負担させようとしているのしか思えません。当館は仕事で宿泊する顧客が大半であり消費税とさらに宿泊税を上乗せすることは非常に厳しい経営環境になります。	県では、観光ニーズの多様化や人材不足の問題、増加するインバウンドの受入体制整備など、持続的な観光振興を図るためには、広域的な観点で様々な施策を継続的に実施していく必要があると考えています。 これらの施策の実施に当たっては、他の行政需要に左右されない、一定規模の安定財源の確保が必要ことから、宿泊税の導入に向けた検討を行っています。 ビジネス客が中心の宿泊施設も、宿泊税を活用したインバウンド対応の強化やデジタル技術の活用により、集客増や生産性の向上を図ることが可能と考えています。 また、これまで観光地としての魅力が乏しかった地域でも、新たなコンテンツの造成や、観光地との周遊ルートの開発などにより、地域経済の活性化に繋げることができると考えています。
説明会に参加しましたが、残念でした。何人かの方が指摘されてましたが、不明な点が多かったです。事業者の人手不足など、こちらに寄り添うようなことを言ってますが、そんなことはこちらで対応すべきことで、税金を払ってまでお願いすることではありません。	県では、観光ニーズの多様化や人材不足の問題、増加するインバウンドの受入体制整備など、持続的な観光振興を図るためには、広域的な観点で様々な施策を継続的に実施していく必要があると考えています。 これらの施策の実施に当たっては、他の行政需要に左右されない、一定規模の安定財源の確保が必要ことから、宿泊税の導入に向けた検討を行っています。

ご意見等	県の考え方
現行案は宿泊事業者から宿泊業以外の観光関連業者のためにばらまく施策でしかありません。 現行案は宿泊者（実質宿泊事業者）からしか徴収しませんが、恩恵を受けるのが県、県居住者、宿泊事業者、宿泊者ならば理解できますが、主に恩恵を受けるのが県と宿泊事業者以外の観光関連業者で、宿泊事業者と宿泊者には申し訳程度しか還元されません。 主に恩恵を受けるのが県と宿泊事業者以外の観光関連業者であるならば、宿泊税ではなく観光税として、宿泊事業者に加え、テーマパーク、観光地の飲食店、観光地の物販店等に広く薄くかけるべきです。 課税対象の捕捉が宿泊事業者以外は難しいとの説明がございましたが、売上に対してかければ捕捉の必要はなく、対象地域の対象業種の事業者を対象として、所得税や法人税の申告が一手間増えるだけです。	県が設置した千葉県観光振興財源検討会議では、本県の財政状況や多岐にわたる行政需要を踏まえ、観光振興のための安定的な財源を確保する必要があり、その手法として地方税が適当と整理されました。さらに、捕捉の確実性や徴税コストの観点から宿泊行為への課税が適当と判断され、宿泊税の導入を検討することとしました。 県としては、宿泊税を活用し、宿泊事業者向けの人材確保・育成・定着支援や施設整備等の支援を行うほか、観光客の宿泊・滞在等を延ばす取組を実施していきたいと考えています。
宿泊税について、観光振興のための安定財源を確保し、地域の魅力向上や受入環境整備につなげる趣旨は理解しております。生産年齢人口減少や観光地間競争が進む中で、将来的に持続可能な観光地域づくりのための財源が必要になること自体にも一定の理解をしております。一方で、実際に宿泊者への説明、徴収、会計処理、申告、納付、問い合わせ対応を担うのは宿泊施設です。特に家族経営の民宿、簡易宿所、小規模旅館等では、日々の接客、清掃、予約管理、食事対応、設備管理を限られた人数で行っており、新たな事務負担は決して小さくありません。説明会資料では人材不足の解消、職場環境改善、宿泊事業者支援等も使途として示されていますが、現場から見ると、まず徴収事務という負担が増え、その財源で負担軽減を図る構図にも見えます。小規模施設に恩恵がどう届くのか、具体的に示していただきたいです。地域観光を支えているのは大規模施設だけではありません。小規模宿泊施設も、地域に宿泊の受け皿をつくり、観光客やビジネス客を受け入れ、飲食、体験、小売等へ人の流れをつないでいます。日々の業務に追われ、制度説明やパブリックコメントに十分アクセスできない事業者もいるため、声を上げにくい小規模事業者の意見も丁寧に汲み上げ、実際に使いやすい支援や負担軽減につなげていただきたいです。	宿泊税導入の意義について、御理解いただきありがとうございます。 県としては、地域の観光・宿泊業の中核を担う中小事業者が、将来にわたり事業を継続していただけるよう、宿泊税を活用して施設の高付加価値化や業務効率化などの支援を行っていききたいと考えています。 使途については、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。 なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。

ご意見等	県の考え方
今後の宿泊業の人員不足解消にその税を使いたいとの事だが、その前に業務が増えるので大反対です。	県では、観光ニーズの多様化や人材不足の問題、増加するインバウンドの受入体制整備など、持続的な観光振興を図るためには、広域的な観点で様々な施策を継続的に実施していく必要があると考えています。これらの施策の実施にあたっては、他の行政需要に左右されない、一定規模の安定した財源が必要になることから、法定外目的税である宿泊税の導入に向けた検討を行っています。 宿泊事業者の皆様の業務負担軽減のため、宿泊税を徴収する際に必要なレジシステムの改修に係る費用については、先行自治体の実施状況を参考にしながら、宿泊事業者の皆様になるべく負担が生じない方向で支援策を検討しているところです。また、宿泊税の制度内容等を説明するためのチラシやポスター、ポップなどを作成し、配布させていただく予定です。
ホテルの規模を考慮せずに実施する事は、中小企業を苦しめるだけだと思います。 50部屋程度のホテルと何百室あるホテル、チェーンホテルと同じにされても…そこの所の配慮は無いのでしょうか… 想定される使途のイメージの宿泊事業者支援も1つも恩恵は無さそうですし。 せめて大きなホテルとの差別化をお願いしたいです。平等のように見えて不公平な案と感じました。	宿泊税は、宿泊料金や宿泊施設の規模ではなく、県内に宿泊する行為に着目して、観光振興施策の受益を受ける宿泊者に広く負担を求める制度です。県が実施する観光振興や受入環境整備の効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず宿泊者全体に及ぶことから、宿泊者間の公平性の観点を踏まえ、1人1泊当たり同額の負担をお願いする一律定額制としています。 使途については、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案にあたっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。 なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。
目的税（特定財源）は、財源の使い切りを招き、関連の薄い分野にも使われるようになり、無駄の温床とみなされ、過去に道路特定財源は廃止された。宿泊税も同様に無駄の温床になるのではないかと懸念する。普通税（一般財源）にして、一般県民にも還元すべきである。目的税にするにしても、既存の観光振興予算を全て宿泊税を財源とし、余った一般財源を福祉や教育などの財源不足に充てるべきである。	県では、観光ニーズの多様化や人材不足の問題、増加するインバウンドの受入体制整備など、持続的な観光振興を図るためには、広域的な観点で様々な施策を継続的に実施していく必要があると考えています。これらの施策の実施にあたっては、他の行政需要に左右されない、一定規模の安定した財源が必要になることから、法定外目的税である宿泊税の導入に向けた検討を行っています。そのため、宿泊税を既存の事業にそのまま活用することは想定しておりません。

ご意見等	県の考え方
②導入による影響	
宿泊税の導入には反対です。 物価高騰で生活が苦しい時に、このようなものを導入したら旅行控えが加速するだけです。	県では、観光ニーズの多様化や人材不足の問題、増加するインバウンドの受入体制整備など、持続的な観光振興を図るためには、広域的な観点で様々な施策を継続的に実施していく必要があると考えています。これらの施策の実施に当たっては、他の行政需要に左右されない、一定規模の安定財源の確保が必要なことから、宿泊税の導入に向けた検討を行っています。 宿泊税を導入して新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的地としていきたいと考えています。
テーマパークではチケット価格の引き上げが続き、来園者数を抑えてでも高価格帯へシフトする経営方針が進められています。その影響で、周辺の宿泊施設も価格競争が一層厳しくなっています。このような状況で一律の宿泊税が導入されれば、価格転嫁が難しい小規模宿泊施設は大きな打撃を受け、経営への影響は避けられません。	県としては、地域の観光・宿泊業の中核を担う中小事業者が、将来にわたり事業を継続していただけるよう、宿泊税を活用して施設の高付加価値化や業務効率化などの支援を行う必要があると考えています。
客の立場からは事実上の宿泊料金値上げでしかなく、物価高による生活の苦しさに拍車をかける取り組みである。企業側からすれば、コロナ禍からの経済の回復に水を差す行為ではないか。	千葉県観光振興財源検討会議における検討の中で、旅行事業者に本県が数百円程度の宿泊税を導入した場合の影響についてアンケートを実施したところ、「影響はない」または「活用方法次第で旅行者は増加する」との回答が合わせて8割を超える結果となりました。県としては、宿泊税を導入して新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的地としていきたいと考えています。
宿泊税に不服がある場合、隣接する宿泊税のない埼玉県や茨城県の宿泊施設や東京都の宿泊料金10000円未満の宿泊施設に宿泊し千葉県を訪問すれば良いのか。それだと隣接する県に客が流出するおそれがあるのではないか。	

ご意見等	県の考え方
③導入に関する検討経緯	
過去の意見やアンケートと本当に向き合っているのでしょうか？ 今回の意見もどの程度本気で受け止めるのでしょうか？ 何でも反対、という気はありませんが、市なり、県なりの対応が、我々事業者と一緒に進めるようにお願いします。	制度案については、令和6年に実施した宿泊事業者説明会での御意見や、令和7年1月に実施した宿泊事業者アンケート結果を踏まえて検討を行ってきたほか、宿泊事業者の皆様や市町村と意見交換を重ねてきたところです。その結果、当初お示した制度案から一部見直しを行いました。 今後も、パブリックコメント等でいただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
下記の通り、進め方に大きな問題があります。 現行案のもととなっている観光振興財源検討会議のメンバーは、6名のうち徴収される側の宿泊業からは1名しか入っておらず、住宅宿泊事業者は最も宿泊単価が低く最も小規模事業者と推測され最も影響が大きい宿泊事業者と考えられますが、当然ながら検討メンバーには入っておりません。 そのため、宿泊事業者を狙い撃ちにしたアリバイ作りのための結論ありきの会議ではないかとの疑念があります。 大幅な制度案変更を前提として、もう一度、全対象宿泊事業者に定額制だけでなく定率制の具体的な数値を提示したアンケートを取り直し、観光振興財源検討会議のメンバーを宿泊事業者側とそれ以外で半々で住宅宿泊事業者もメンバーに加えて再度行うところから始めるべきと考えます。	県が設置した千葉県観光振興財源検討会議では、宿泊事業者の代表者のほか、地域経済団体の代表者等に参画していただき、住宅宿泊事業者を含む県内の宿泊事業者を対象としたアンケートを実施しながら検討を行いました。また、その後に実施した宿泊事業者説明会や宿泊事業者アンケート、市町村や宿泊事業者との意見交換を踏まえて、当初お示した制度案の一部見直しも行ったところです。 県では今後、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。引き続き、宿泊事業者から御意見を伺いながら、検討を深めてまいります。
④宿泊税の使途	
関連資料4 ページ目に外国人材の活用とあるが、外国人に頼るのでなくAIやロボットを活用していくべき。	県としては、宿泊事業者の省力化に向けた支援も行っていきたいと考えています。いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
関連資料23 ページ目（参考）宿泊税の使途の明確化（見える化）についての「チラシやポスター、ポップを作成」とあるが、環境にやさしい再生紙やバイオプラスチックを多用した素材を使い費用を抑制してほしい。	いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
宿泊税を支払うお客様が喜んで支払ってくれる具体的なメリットを予算の中から考えて欲しい。もしくは宿からの意見を詳しく収集して欲しい。 例えば宿泊時に食前酒サービスや、ドリンク一杯付きや、お土産付きや、県内の道の駅でのお買い物割引券、観光施設・テーマパークなどの割引、毎日千葉県内に宿泊するお客様のうち10名様分を無料にするなど。GOTOトラベルの様に、直接的な宿泊の割引もいいと思います。お客様が宿泊税を払ってもなお泊まりたくなるフックが必要だと思います。	県では、宿泊税を導入して新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的地としていきたいと考えています。 使途については、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。 なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。

ご意見等	県の考え方
宿泊税の導入後は、観光利用だけでなく、ビジネス利用、長期滞在等を含めた宿泊需要への影響を、宿泊事業者に過度な追加負担をかけない形で検証していただきたいです。仮に需要流出等の影響が確認された場合には、負担軽減策や支援も検討いただきたいです。ただし、一過性の補助だけでは根本解決になりません。宿泊税は、県内各地域がそれぞれの特性を活かし、価格差だけで比較されにくい宿泊地として選ばれるための中長期的施策に活用されるべきです。	県では、県内の観光・宿泊業が持続的に発展するため、中長期的な視点に立った施策に宿泊税を活用したいと考えています。宿泊税の使途に関しては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体の意見を踏まえながら予算編成を行うことを想定していますが、社会情勢等も踏まえながら毎年度検討を行ってまいります。
同じ千葉県内でも、ベイエリア、北総、九十九里、南房総、かずさ・臨海など、観光資源や立地条件、宿泊需要の性質は異なります。宿泊税を単なる財源確保で終わらず、県内全体の宿泊需要の維持、地域内消費の循環、小規模事業者への実感ある還元につなげることが重要です。特に、半島地域や地方部では、都市部や大規模観光地とは異なる課題を抱えているため、県全体の一律的な施策だけでなく、地域ごとの実情に応じた配分や支援が必要だと考えます。また、宿泊施設が徴収義務者として負担を担う以上、使途や効果を定期的に分かりやすく示し、現場が納得できる透明性の高い運用としていただきたいです。そのためにも、県、市町村、観光協会、DMO、地域事業者がどのように連携し、どの地域で、どの客層に、どのような滞在提案を行うのか、具体像を段階的に示していただきたいです。	現在、県内各エリアの特性を踏まえながら策定中の「第4次観光立県ちば推進基本計画」に基づき、施策を実施していく予定です。今後、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体の意見を踏まえながら予算編成を行うほか、使途については分かりやすくお伝えできるよう、検討を深めてまいります。
片貝の施設ですが、少し強い雨が降りますと産業道路から捌けない水が沿道に流れ込み、沿道の排水側溝が溢れて水が溜まってしまい、浄化槽から道路側溝に流れ出るはずの水が戻されてトイレが溢れて使えない状態となっています。それにより当日、宿泊客をキャンセルすることになり20万円以上もの損失が発生しています。これまでも大雨が降ると沿道が5cm以上雨水が溜まってしまい靴で歩けない状態となります。 宿泊税を導入する目的が、県全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくりであるなら、宿泊者が安心して宿泊できるよう、上記のような大雨で歩けなくなったりトイレが使えなくなるようなことが起きないように、宿泊税導入前に道路インフラをしっかりと整えていただく、強く要望致します。 千葉県は、旅行者が楽しめる大変魅力的なコンテンツがありますが、こうした公共インフラ整備が整わなければ、参入する宿泊運営側にも不安を与えることになり、観光産業人材の支援・確保、地域経済の活性化にも結びつかないと思います。宿泊税の徴収・活用には大いに賛成致しますが、ぜひ、千葉県の関係職員の方には、大雨の日に施設前の道路の状況をご確認いただき、宿泊施設だけでなく住民の生活、健康に影響を与える道路及びトイレ問題に早急にお取り組みいただけますと幸甚に存じます。	いただいた御意見については、担当部局にも共有するほか、今後の検討の参考とさせていただきます。

ご意見等	県の考え方
高付加価値化に関する施設の修繕だけでなく、関連施設の修繕にもあててほしい。	県では、県内の観光・宿泊業が持続的に発展するための施策に宿泊税を活用したいと考えています。使途については、今後策定予定の「第４次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。
香取市と成田空港を結ぶ便利な交通手段をつくって欲しい。	いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。
税の使い道がインバウンドの比重が少なすぎるのでインバウンドに重きを置くこととインバウンドを増やす為に、成田空港から直通のリムジンバスを出すと外国の宿泊者や地元の人も利用する機会も多くなる。	県としては、宿泊税を活用して、海外プロモーションの強化や観光・宿泊事業者への支援などにより、インバウンド需要の更なる取り込みに取り組んでいきたいと考えています。使途については、今後策定予定の「第４次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。
徴収条例を制度化すると同時に、「使途条例」も並行して推進してほしい。	県では、「千葉県観光立県の推進に関する条例」の規定により策定する「千葉県観光立県推進基本計画」に基づいて観光振興施策を実施しておりますが、宿泊税導入後も、本計画に基づいて施策を展開していきたいと考えています。
観光を推進する上で、最終的には「人財」が課題になると思います。使途にはぜひ、「人財育成」や「人財採用」、「人財を継続的に雇用するための経費」に充てる。	県では、持続的な観光振興に向けて、観光・宿泊事業者の人材確保・育成・定着への支援を行っていききたいと考えています。いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
宿泊税の第一人者であるセントラルフロリダ大学の原先生を有識者のメンバーに加えて欲しいです。	いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
関連資料１３ページより 支援金は、助成金としての申請なのか？補助金として補填してもらえるのか？	補助金による支援を想定していますが、宿泊税の使途については、今後策定予定の「第４次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。

ご意見等	県の考え方
観光人材の確保・育成・定着 観光地全体の経営・地域づくりを担う中核人材の育成、外国人材の活用の文言について。 外国人材の活用はやめてください。引きこもりの子供が働けるようにして欲しい。県内外問わず。日本人のいる所の方が日本人も外国人も日本、千葉を感じられると思う。蛤を外人がカタコトで美味しいよって言うてるところにまた来たいとは思わない。ホテル業の裏方もそうです。まずは日本人。働いてない若者はいっぱいいます。そこを掘り起こして欲しい。 外国人は後々問題になります。	いただいた御意見を踏まえ、検討を深めてまいります。
観光の促進、整備とありますが抽象的です。何を何から行くと明確にしてください。地域も含めて。 九十九里有料道路の有効活用として正月は自転車専用道路にして子供も安心して日の出見ながら海沿いをサイクリングできるようにしたらいいと思う。蓮沼の先にありますが全部通れるようにすると地域が繋がります。その際、どこでも乗り捨てできれば九十九里の端から端まで行ける。さすれば店も増えて人も集まると思います。	県ではサイクルツーリズムの推進に向けた取組を行っているところであり、いただいた御意見は参考とさせていただきます。
宿泊税の使途として、観光PR、観光地整備、宿泊施設への補助、人材確保などが示されていますが、その恩恵はホテルや旅館など比較的大規模な施設に偏ると感じます。私の施設では清掃も自ら行っており、雇用促進施策の対象にはなりません。補助金についても予算や採択条件があり、すべての事業者が公平に活用できるものではありません。負担は一律である一方、受益には大きな差があります。	宿泊税を導入して広域的な観光振興を図っていくことは、特定の地域・施設だけではなく、広く県全体に様々な効果が生じるものと考えています。宿泊税の使途については、様々な事業者が活用できるよう、検討を深めてまいります。
宿泊税の導入に伴い、正確な宿泊人数の把握や納税管理、非対面でのチェックイン体制を強化する必要があります。 要望：宿泊税を財源として、小規模施設が導入するセルフチェックイン端末、スマートロック、管理システムの改修等に対する補助金制度を創設してください。	県では、宿泊税を活用し、宿泊事業者の省力化等を目的としたデジタル技術の活用に対して支援を行うことを想定しています。 使途については、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、使途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。 なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。

ご意見等

県の考え方

千葉県において創設される宿泊税は、本県観光の持続的な発展を図るうえで極めて重要な財源であり、地域の実情に応じた観光振興施策を推進するための有効な制度として期待しております。

DMO・観光協会の機能高度化支援のうち、専門人材の登用という説明がありましたが、専門人材については、国が推進するDMOにおいても、マーケティングや地域マネジメントを担う専門人材の確保は重要な要件とされており、今回、DMOや観光協会に対する専門人材の登用支援が制度として位置付けられたことは、観光まちづくりを担う人材の重要性を踏まえた施策として高く評価しております。

一方で、現在示されている制度の方向性では、専門人材の対象分野がマーケティングや人流データ分析など、DMO機能を中心とした内容となっています。しかしながら、地域ごとに観光資源や課題、目指すべき方向性は大きく異なり、必要とされる専門人材も一様ではありません。

例えば、MICE誘致、インバウンド受入、観光DX、地域交通、旅行商品造成、コンテンツ開発など、地域の実情に応じて必要となる専門領域は多岐にわたります。そのため、支援対象となる専門分野については限定的に捉えるのではなく、市町村やDMO、観光協会が地域課題を踏まえて必要と判断した専門人材についても幅広く対象とできるよう、柔軟な制度運用をお願いしたいと考えます。

また、専門人材の確保に当たっては、補助率や補助限度額、対象となる雇用形態や登用方法（新規採用、企業からの出向、既存職員の専門職化等）など、制度活用の前提となる内容を早期に明らかにしていただくよう要望いたします。地域では人材確保に向けた準備や関係機関との調整を進める必要があり、制度内容が早期に示されることは円滑な事業実施につながります。

さらに、専門人材は採用すること自体が目的ではなく、地域に定着し、その知見や経験を蓄積することで初めて地域の観光力向上につながります。短期間の支援では、せっかく採用・登用した人材が補助終了後に離職し、地域に蓄積されたノウハウやネットワークが失われることも懸念されます。

観光まちづくりは継続性が重要であり、人材はその基盤となる最も重要な資源です。そのため、新規登用時の支援に加え、地域で活動する専門人材の継続的な雇用や定着、育成を支援する制度についても、ぜひご検討いただきたいと考えます。

宿泊税の制度案について御理解いただきありがとうございます。

宿泊税を活用して実施する観光振興施策については、県全域の魅力を高めるために、宿泊事業者や観光事業者、市町村、DMOや観光協会の皆様と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

DMOや観光協会がその役割を継続して担っていくためには、観光に関する豊富な知識や経験を有する専門人材を確保・育成していくことが必要であると考えており、いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。

ご意見等	県の考え方
千葉県資料では市町村交付金を活用した取組例としてDMO及び観光協会の取組への支援が一例として示されており、加えて交付金の活用にあたっての留意点として、新規事業及び拡充事業を対象とする考え方が示されています。しかしながら、観光まちづくりを持続的に推進するためには、新たな事業を実施することだけでなく、それらの事業を企画・実施・検証する人材を安定的に確保し、継続的に雇用することが不可欠です。 一方で、地域の観光協会やDMOは、財政基盤が必ずしも十分ではなく、専門人材の新たな確保だけでなく、観光まちづくりを支えている職員の継続的な雇用や人材育成についても大きな課題を抱えています。観光まちづくりは、地域の事業者や関係団体との信頼関係を基盤として進められるものであり、その関係性やノウハウは長年にわたり蓄積されるものです。そのため、既存職員が継続して地域に関わり、経験を積み重ねることは、新たな専門人材の確保と同様に重要な意味を持っています。 宿泊税は、観光地としての魅力向上や受入環境整備を通じて宿泊者に還元されることを目的とする財源であり、その実現には、それらを担う人材への投資も将来にわたり地域の観光振興を支える重要な投資です。 つきましては、市町村交付金制度の運用に当たり、DMO及び観光協会が地域観光の中核組織として必要な機能を十分に発揮できるよう、新規事業・拡充事業に加え、既存事業の継続的な推進に必要な人件費を含め、観光まちづくりを担う職員の確保・育成・定着に要する経費についても交付対象となるよう、制度の柔軟な運用をご検討くださいますようお願いいたします。	宿泊税は、今後より一層の観光振興を図るために新たに導入する目的税であることから、県では、一般財源で行っている既存事業については、引き続き一般財源で行っていくことを想定しています。 市町村交付金で実施する事業についても、観光振興に資する事業である必要があり、かつ新たな事業であることが望ましいと考えていますが、既存の事業に活用する場合は、事業内容の見直し等を行い、効果が説明できるよう、各市町村にお示したところです。 市町村交付金を活用し、市町村がDMOや市町村観光協会を支援することができる制度案としていますが、いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
関連資料１２ページの「１観光・宿泊事業者支援」に取組が記載されているが、過度な民業介入であると思う。行政が支援しすぎれば、行政頼みになり、民間企業の自己責任意識が薄れる。経営判断が県の補助金などの時期・条件に左右される。補助金の不正も生まれる。	地域の観光・宿泊業の中核を担うのは経営基盤が十分でない中小事業者が多いことから、将来にわたり事業を継続していただけるよう、県が人材確保や業務効率化などの支援を行う必要があると考えています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
関連資料３ページに「デジタル技術の効果的な活用も有効であるが、人材・資金不足や経営者意識の問題等により、現時点での導入はあまり進んでいないとされる。」と記載されているが、将来的に宿泊税を活用してデジタル化や観光振興が進めば、支援の必要性も低下することから、宿泊税の廃止・減税も考えるべきである。	宿泊税条例については、施行後の状況を踏まえて導入後５年を目途に見直しを行う予定であり、使途については、現在設置を検討している使途検証組織の意見を踏まえながら、毎年度の予算編成の中で事業を見直していくことを想定しています。

ご意見等	県の考え方
市町村交付金は、既存の観光振興事業も含めて用途を一任し、観光振興の財政負担や企画運營業務を軽減すべきである。市町村職員は、人手不足・業務増加で逼迫している。県に提出する計画書などの書面作成は極力簡素にし、市町村の負担を軽減すべきである。	宿泊税は観光振興を図る施策を実施するために導入する目的税であることから、市町村交付金で実施する事業についても観光振興に資するものである必要があります。一方で、市町村交付金の制度案や活用条件については、宿泊事業者や市町村との意見交換を踏まえて、当初お示しした制度案から一部見直しを行ったところです。宿泊税を活用した県全体の観光振興に向けて、活用しやすい交付金制度となるよう、今後も検討を深めてまいります。
宿泊税の用途として観光PRや施設整備、人材確保などが示されていますが、小規模民泊では清掃や管理を自ら行っている事業者も多く、補助制度の恩恵を十分に受けられないケースも少なくありません。負担は一律である一方、受益には大きな差があります。	宿泊税を導入して広域的な観光振興を図っていくことは、特定の地域・施設だけではなく、広く県全体に様々な効果が生じるものと考えています。用途については、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、用途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。 なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。

ご意見等	県の考え方
令和10年（2028年）9月からの宿泊税導入にあたり、旅行者の理解・納得感を深めるための「使途を明記した多言語案内看板」を成田空港や成田駅等の主要交通拠点に設置すること、また、それに伴う一切の関連事業（看板製作、ネット構築 動画撮影等）を千葉県内の事業者へ委託することを強く要望いたします。 1. 要望の背景と目的 宿泊税が導入されることにつきましては、今後の観光インフラの整備や受入環境の強化に向け、大変有意義な取り組みであると認識しております。 一方で、宿泊者（特に国内外からの観光客）に気持ちよく納税していただくためには、「集められた税金がどのように県や観光環境の向上に役立てられているか（使途の透明性）」を効果的に周知することが不可欠です。また、この宿泊税は千葉県の施設を利用する方々から頂戴する貴重な財源であるため、その使途そのものが「地元経済の活性化」に直結する仕組みであるべきと考えます。 2. 具体的な要望内容 主要交通拠点への「使途が見える」大型周知看板の設置 設置場所：成田国際空港（各ターミナル到着ロビー、鉄道駅連絡通路等）、JR成田駅・京成成田駅の構内など、来訪者の動線上。 掲載内容：インバウンド客を想定した多言語（日本語・英語・中国語・韓国語など）での分かりやすい税率表記。 「宿泊税の魅力向上にどう使われているか」について、具体的な活用事業（インフラ整備、景観美化、マナー啓発など）を写真付きで掲載し、納税への納得感を高めること。 デジタルツール（WEB・動画等）との連携：詳細な活用実績や観光情報を確認できるQRコードを看板内に配置し、多言語対応のウェブサイトやPR動画へ手軽にアクセスできる仕組みを構築してください。 最重要事項：地元事業者への優先発注 本プロジェクトに関連する看板の製作・設置、ウェブサイトの構築・運用、PR動画の撮影・編集などの業務については、すべて千葉県内の事業者へ委託することを強く求めます。 理由：この税金は宿泊施設を通じて徴収される地元の大切な財源です。これを県外の大型代理店等に流出させるのではなく、地元の看板業者、IT・ネット関連業者、映像制作業者に還元してこそ、真の意味での「地域経済の循環」と「地元産業の振興」に繋がるからです。 宿泊税の導入とそれに伴う事業発注が、旅行者へのサービス向上と千葉県内の事業者支援の両方を実現する「オール千葉」の素晴らしい施策となるよう、本要望をご検討くださいますようお願い申し上げます。	宿泊税の使途については、宿泊者や宿泊事業者の皆様に広くわかりやすく伝えていきたいと考えており、その方法については、いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。

ご意見等	県の考え方
⑤税制度（税率）	
宿泊税150円の定額制には「反対」致します。	特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（％）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。 観光振興に広域的に取り組むために必要な事業の規模を約45億円と見込んだ上で、市町村が県とは異なる使途に宿泊税を活用したい場合に、独自に課税できる余地を残すため、他団体と比べ低額となる1人1泊150円に設定しています。
現行案は経営体力の無い低料金の宿泊事業者を潰す施策でしかありません。 千葉県で最も高単価なホテルの宿泊単価は約13万円/泊・人のようですが、一方で千葉県で最も低単価な宿泊事業者はその約1/100の1000～1500円/泊・人と思われます。 高単価のホテルにとっては150円/泊・人は約0.1%ですが、低単価の宿泊事業者にとっては150円/泊・人は約10%で廃業するか否かの死活問題です。 東京都が見直したように、平等な定額制ではなく、公平な定率制とすべきです。	特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（％）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。
150円は安すぎると思います。 あまり県の収入にならないので、せめて1000円ぐらい取って、役に立つ公共財に充ててほしいです。	県では、多様な特色を有する本県の全域が将来にわたり観光を通じて発展していくことを目指し、観光の振興を図るとともに本県の魅力を高める施策に要する費用に充てるために宿泊税導入に向けた検討を行っています。 税率については、県が取り組むべき観光振興施策の事業規模や、県内の延べ宿泊者数を考慮して、1人1泊150円に設定しています。
宿泊税は150円の一律ではなく売り上げに応じた定額制（3％）にすべき	特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（％）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。

ご意見等	県の考え方
観光を持続可能に推進する上で、ぜひ、宿泊税の導入をお願いしたいです。定額ではなく、定率での導入の検討。世界基準で検討して欲しいです。	宿泊税の制度案について御理解いただきありがとうございます。 特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（％）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。
関連資料20ページに「税率は県が取り組むべき観光振興施策の事業規模（約45億円）から～150円とする」と記載されているが、同ページに「県の税率は～先行団体や現在検討中の団体よりも低額としている」とも記載されている。事業規模と宿泊者数から150円を導き出しているのに、他の団体より取って低額にしていると主張するのは、矛盾する。税率が低いことに越したことはないが、税率を先に決めて、事業規模をそれに合わせているように読み取れる。それなら100円でもよかったはず。	税率については、県が取り組むべき観光振興施策の事業規模を約45億円と見込んだ上で、県内の延べ宿泊者数約2,800万人を考慮し、1人1泊につき150円に設定しています。150円という税額は他団体と比べて低額で、市町村が県とは異なる用途に宿泊税を活用したい場合に、独自に課税できる余地があると考えています。
県宿泊税に加え、市町村独自の宿泊税が導入される場合、自治体間で宿泊者負担額に差が生じます。観光目的であれば目的地や施設の魅力で選ばれる面もありますが、ビジネス利用や長期滞在、工事関係者等は価格差に敏感です。隣接自治体間で総額差が生じれば、宿泊先の選択に影響し、小規模施設の稼働率や売上に関わる可能性があります。県として、市町村ごとの税額差が県内宿泊需要に与える影響を把握し、地域間バランスについて考え方を示していただきたいです。	県の制度案では、観光振興のニーズが異なる市町村が独自に宿泊税を課すことができる制度設計としており、その場合においても、県が取り組むべき観光振興施策の事業は変わらないことから、県の税率は変更しないこととしています。 宿泊税を導入して新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的地としていきたいと考えています。 ビジネス客が中心の宿泊施設も、宿泊税を活用したインバウンド対応の強化やデジタル技術の活用により、集客増や生産性の向上を図ることが可能と考えております。また、これまで観光地としての魅力が乏しかった地域でも、新たなコンテンツの造成や、観光地との周遊ルートの開発などにより、地域経済の活性化に繋げることができると考えています。

⑥税制度（免税点）

「宿泊料金に関わらず一律150円」とする定額課税方式に強く反対します。本案は、税の根本原則である「租税公平主義」および地方税法の精神に反しており、宿泊価格帯による不公平感や逆進性が極めて高いため、宿泊料金に応じた「定率制」への変更または一定金額未満の「免税点（免税基準）」の設置を強く求めます。

【理由および法的根拠】

1 租税公平主義（憲法第14条に基づく原則）
憲法第14条の「法の下での平等」から導き出される、税法上の最重要原則です。経済的な余裕（担税力＝税を負担する能力）がある人には多く、ない人には少なく課税すべきという考え方です。一律150円の定額制は、この「垂直的公平」に真っ向から反します。

税の基本原則において、担税力に応じた課税を行う「垂直的公平」が重視されます。

1泊5,000円の簡易な宿泊施設と、1泊50,000円の高級ホテルがあった場合、一律150円の課税では、低価格宿の宿泊客にとっては「税率3.0%」相当の重い負担となる一方、高級ホテルの宿泊客にとっては「税率0.3%」という極めて軽い負担に留まります。これは低価格帯を利用する層や、それをターゲットとする小規模宿泊事業者に過度な負担を強いるものであり、公平性を著しく欠いています。

2 地方税法 第24条の2（応能課税の原則）

地方税法には、地方自治体が税を課すにあたって「住民（宿泊客含む）の担税力に応じなければならない」という大原則（応能課税）があります。宿泊単価が高い（高級ホテルに泊まる）人ほど担税力が高く、安い（簡易宿所や民泊、低価格ホテルに泊まる）人ほど担税力が低いはずなのに、同じ150円を課すのはこの地方税法の精神に背いていると主張できます。

地方公共団体が課税を行うにあたっては、その地域の負担者が持つ「担税力」を考慮すべきであるという原則（応能課税）が地方税法の根底にあります。宿泊単価が低いビジネスホテルや民泊、小規模旅館の利用者に対して、高級リゾートの利用者と同額の負担を求めることは、担税力を無視した便宜主義的な徴収と言わざるを得ません。

3 公平性の確保（他の自治体の定率制の例）

既に宿泊税を導入している東京都や大阪府、京都市、金沢市、あるいは検討中の他自治体においては、宿泊料金が「1万円未満」などの低価格帯については免税とする、もしくは宿泊料金に応じた段階的な定額制、あるいは「定率制（〇%）」を採用することで、この不公平感を是正する措置（免税点の設置など）をとっています。千葉県がこれらの一切の配慮を排除し、「一律150円」とするのは、他自治体に比べても極めて乱暴な制度設計であると言わざるを得ません。

特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。

段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要があるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（%）を乗じて税額を算出する必要がある、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。

また、宿泊料金は曜日や季節等により変動するため宿泊事業者の徴収事務の煩雑化を避ける観点や、宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず一定の行政サービスを享受している、という公平性の観点から、免税点は設けていません。

ご意見等	県の考え方
千葉県は宿泊料金にかかわらず一律課税を予定していますが、東京都は課税対象となる宿泊料金の基準額を1万円から1万3,000円へ引き上げ、低価格帯の宿泊施設への配慮を行っています。一方、千葉県では免税点が設けられず、小規模・低価格帯の宿泊施設ほど負担割合が大きくなります。	宿泊料金は曜日や季節等により変動するため宿泊事業者の徴収事務の煩雑化を避ける観点や、宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず一定の行政サービスを享受している、という公平性の観点から、免税点は設けていません。
東京都では1泊の料金が10000円未満の場合、課税免除であるが、東京都との格差をなくすため宿泊料金が1泊10000円未満の場合は課税免除にすべき。	
東京都では、1人1泊当たり13000円以下の場合は免除されている。一方で千葉県+浦安市では一律200円。この方針では、中小または安価な料金設定の宿泊事業者に極めて不利な条件である。東京都の方針に倣った制度にできない理由も説明されておらず、到底承服できない。	
3万円以下は免税対象の東京都と同じように低価格帯の宿泊事業者の負担を減らすべき	
千葉県は宿泊料金に関係なく一律課税を予定していますが、東京都は一定額以上の宿泊料金のみを課税対象としています。私の施設のような低価格帯の民泊は、ファミリーや学生など、旅行費用を抑えたい方々に利用されています。一律課税は旅行費用を押し上げ、東京都との価格競争でも不利になり、宿泊需要が東京都へ流れることを懸念しています。東京都と同様に一定以上の宿泊料金を課税対象とすることを強く要望します。	
東京都には免税点があるのに千葉県にはない 東京都は現時点では簡易宿泊所は課税対象になっていない、2027年度より簡易宿泊所も宿泊税の対象になるらしいが免税点があり（10,000円～13,000円未満の場合は非課税です。）千葉県も同様の免税点を設けるべきです。 「免税点は事業者の事務が煩雑」という理由は行政側の都合であり、事業者の実態を踏まえてません。	

ご意見等	県の考え方
免税点について 資料では、「宿泊者ごとに免税点に該当するか否かの判定が煩雑となる」ことを理由として免税点を設けないとしている。 しかし、免税点を設けないことにより、以下のような課題が生じる可能性があると考える。 ・ビジネス利用者への負担増 ・低価格帯宿泊施設利用者への負担増 ・東京都など免税点のある自治体との競争力への影響 東京都では現在 1泊10,000円未満（令和9年4月以降は13,000円未満）の宿泊について課税していない。千葉県が免税点を設けない場合、価格帯によっては東京都への宿泊需要流出が懸念される。 また、制度導入後に見直しが行われ、将来的に免税点を設定することとなった場合、宿泊予約システムや請求システムの再改修が必要となる。 当施設では宿泊税の導入に対応するために、約2,000万円程度の改修費用を試算しており、導入から5年後に免税となった場合は、事業者負担が重複する可能性がある。 このため、導入当初から一定の免税点を設定し、その効果を検証したうえで、制度見直し時に改めて検討する方法も有効ではないかと考える。	宿泊料金は曜日や季節等により変動するため宿泊事業者の徴収事務の煩雑化を避ける観点や、宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず一定の行政サービスを享受している、という公平性の観点から、免税点は設けていません。
東京都と同様の免税点（10,000円未満非課税）を設けることを希望致します。	
免税点（課税対象基準額）の設定 千葉県案の一律課税は、低価格帯の施設ほど負担割合が大きくなります。東京都が基準額を引き上げている例に倣い、低価格帯の利用者や小規模事業者に配慮した免税点を設けるべきです。	
⑦税制度（課税免除）	
日本国民は全員、課税免税の対象とし、海外からの観光客のみ課税対象にすべき。	外国人旅行者のみに負担を求めることについては、国内居住者と非居住者との間でサービス利用やそれに伴う行政需要に明確な差がない中、非居住者のみを対象として負担を求める合理的な根拠を整理することが困難であると考えています。

ご意見等

県の考え方

スポーツ合宿施設を運営しております。県が公表した宿泊税制度（案）では、課税免除の対象は「教育旅行」及び「部活動・認定地域クラブ活動」に伴う宿泊に限定されています。しかしスポーツ活動は、学校部活動だけではありません。

中学生硬式野球（ボーイズリーグ・リトルシニア）、少年野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、陸上競技など、多くの子どもたちが地域クラブや競技団体で活動しており、これらの大会・合宿は県内各地で盛んに行われています。当施設の宿泊者の多くがスポーツ大会・スポーツ合宿による利用です。宿泊者は宿泊施設だけでなく、市内の飲食店、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、スーパー、観光施設などを利用しており、地域経済へ大きな波及効果をもたらしています。

東京都では宿泊税制度の見直しが予定されていますが、宿泊料金13,000円以下は課税対象外とされており、比較的料金の低い学生スポーツ合宿への影響を抑えた制度となっています。一方、千葉県案では免税点がなく、教育旅行等を除き、宿泊料金にかかわらず一律150円が課税されます。結果として、東京都では課税されない学生スポーツ合宿が千葉県では課税対象となるケースが生じます。

また、全国では多くの自治体が宿泊費・交通費補助、施設利用料補助、大会開催補助などにより、スポーツ大会・合宿の誘致を積極的に進めています。一方で、千葉県には同様の支援制度がなく、そのうえ学校部活動以外のスポーツ大会・合宿に宿泊税が課されることになれば、開催地が他県へ流出し、県内の宿泊施設や地域経済への影響が懸念されます。現在、隣接する茨城県には宿泊税制度がありません。そのため、スポーツ大会やスポーツ合宿の開催地を検討する際、宿泊税の有無が開催地選定の判断材料となる可能性があります。例えば、100人規模の大会や合宿を2～3泊で開催した場合でも、宿泊税の負担額は数万円から十万円近くとなり、参加者の負担増に繋がります。

宿泊税制度の目的は、観光振興を図り、地域経済を活性化させることと理解しております。スポーツ大会・合宿は交流人口を増やし、地域経済に継続的な効果をもたらす重要な観光資源であることから、その振興は宿泊税の目的にも合致すると考えます。

つきましては、次の事項についてご検討いただきますようお願いいたします。

- 1 学校部活動だけでなく、スポーツ大会及びスポーツ合宿全般を宿泊税の課税免除対象とすること。
- 2 課税免除が困難な場合は、宿泊税を財源として、スポーツ大会・スポーツ合宿を対象とした宿泊費助成や大会誘致支援制度を創設すること。

スポーツを通じた交流人口の拡大と地域経済の活性化のため、現場の意見としてご検討いただきますようお願い申し上げます。

課税免除を行う場合には、課税を不相当とする公益上の事由が必要であり、公益性が明確な対象に限定して行う必要があることから、学習指導要領等における位置づけなどを踏まえ、教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊を課税免除の対象としています。なお、スポーツ大会及びスポーツ合宿全般を課税免除の対象とすることは、公益性の確認等が困難なことから、難しいものと考えています。

宿泊料金は曜日や季節等により変動するため宿泊事業者の徴収事務の煩雑化を避ける観点や、宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず一定の行政サービスを受けている、という公平性の観点から、免税点は設けていません。

使途については、県内の観光・宿泊業が持続的に発展するため、中長期的な視点に立った施策に宿泊税を活用したいと考えています。観光振興に資するスポーツツーリズム推進のための支援策については、いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。

ご意見等	県の考え方
ボロ儲けしている施設限定にできれば良いですが、それはそれで不公平になるので、やはり導入すべきではありません。 どうしても導入するなら、修学旅行とか、県内の小中学校の宿泊学習は除外してください。	教育旅行（修学旅行、林間・臨海学校等）については、学習指導要領等の教育課程に基づく学校教育活動であり、公益性が高いことから、課税免除の対象としています。
千葉県の今後の観光資源への維持もしくは安全確保や魅力発信を考えると一般客のみから徴収するのではなく、学生など区別せずに宿泊したお客様から宿泊税を徴収することが望ましいと思います。	
関連資料 22 ページより 課税免除対象から、なぜ大学生は除いたのか？ ゴルフ場は部活動の一環で、学校側が正規に発行する非課税証明書を持参すれば、ゴルフ場利用税は免税対象となります。当クラブは宿泊施設を伴うゴルフ場なので合宿利用が多くあります。 障害者も課税免除対象外ですか？ ゴルフ場を利用する障害者は障害者手帳の提示でゴルフ場利用税が減税もしくは免除となります。	ゴルフ場利用税に対する非課税措置については、スポーツとしてのゴルフの普及状況を踏まえ、障害者の社会参加の促進、年少者（18歳未満）の健全育成、高齢者福祉の増進及び学校教育（大学生含む）や国民的行事に対する配慮等といった特別の観点から講じられているものです。 一方、宿泊税の課税免除を行う場合には、課税を不相当とする公益上の事由が必要であり、公益性が明確な対象に限定して行う必要があることから、学習指導要領等における位置づけなどを踏まえ、教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊を課税免除の対象としています。大学には学習指導要領がなく、各大学が独自の教育課程を編成しているため、公益性の確認等が困難であることから、課税免除の対象としておりません。
現行案は経営体力の無い小規模宿泊事業者を潰す施策でしかありません。 小規模宿泊事業者の中には、外注や雇用するだけの利益が出るような宿泊料金設定ができず、一人で全てを行っている事業者も多数あります。 そのような小規模宿泊事業者にとっては、教育旅行などの例外規定はさらに手間の増える規定でしかなく、シンプルな制度設計であるべきです。 現行案の宿泊税が導入されると、煩雑な作業が多数発生し対応しきれなくなり、宿泊事業が継続出来ない事業者も現れると思われます。	宿泊税の課税免除を行う場合には、課税を不相当とする公益上の事由が必要であり、公益性が明確な対象に限定して行う必要があることから、学習指導要領等における位置づけなどを踏まえ、教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊を課税免除の対象としています。 具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
説明会では「免税点を設定すると、宿泊者ごとに免税点に該当するか否かの仕分けが必要となり、宿泊事業者の徴収事務が煩雑になることから、免税点を設定しないこととする」との説明があった。しかし、当地域の宿泊事業者は鉱泉浴場における入湯者に入湯税を課しており、年齢12歳未満の者は課税免除となっている。 静岡県熱海市のように宿泊事業者の徴収事務が煩雑にならないよう、先行して導入されていた入湯税と同じ免税点を設定したケースもある。 このことから免税点の設定について再考願いたい。	宿泊税と入湯税は、それぞれ税の目的や課税の考え方が異なることから、入湯税における12歳未満の課税免除の取扱いを宿泊税にそのまま適用することは適当ではないと考えています。 また、県宿泊税において12歳未満を課税免除とした場合、入湯税を課していない施設を含め、全ての宿泊施設において宿泊者の年齢確認が必要となり、宿泊事業者の事務負担が増加することが懸念されます。 このため、税の性格の違いに加え、制度の分かりやすさや宿泊事業者の負担等を総合的に考慮し、12歳未満を一律に課税免除とすることは予定していません。

ご意見等	県の考え方
⑧税制度（その他）	
深夜仮眠利用を課税対象から除外を希望致します。	先行自治体では、宿泊税の課税対象とする「宿泊」の基準を ・ 宿泊契約として取り扱う場合 ・ 宿泊契約以外の場合で日をまたぐ6時間以上の利用がある場合 とすることが多い傾向で、本県でも先行自治体を参考に検討しております。旅館業法に規定する旅館業に該当しない場合は課税の対象とはなりません。また、宿泊者の宿泊行為を課税客体としており、公平性の観点から、観光目的ではない宿泊についても課税の対象としています。あわせて、特別徴収義務者において、観光目的の宿泊客とその他の宿泊客を区別する事務の煩雑さを避ける観点からも課税することとしています。
簡易宿泊所の福祉的役割を制度に反映する事を希望致します。	宿泊税は、宿泊料金や宿泊施設の規模ではなく、県内に宿泊する行為に着目して、観光振興施策の受益を受ける宿泊者に広く負担を求める制度です。県が実施する観光振興や受入環境整備の効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず宿泊者全体に及ぶことから、宿泊者間の公平性の観点を踏まえ、1人1泊当たり同額の負担をお願いする一律定額制としています。
低額宿泊施設への負担割合が極端に高くない税体系への見直しを希望致します。	特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（％）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。 観光振興に広域的に取り組むために必要な事業の規模を約45億円と見込んだ上で、市町村が県とは異なる用途に宿泊税を活用したい場合に、独自に課税できる余地を残すため、他団体と比べ低額となる1人1泊150円に設定しています。

ご意見等	県の考え方
現状の課題: 価格戦略や周辺の競争激化により、小規模施設では価格転嫁が困難です。また、観光振興策の恩恵が自主管理を行う小規模民泊まで届きにくいという「負担と受益のミスマッチ」も懸念されます。 経営基盤の脆弱な小規模事業者が、過度な事務負担によって廃業に追い込まれないためのセーフティネットが必要です。 改善案: ホテル規模に応じた基準値の導入 一律の課税ではなく、事業規模に応じた課税対象の区分を提案します。 (例: 年間総宿泊人数100人未満の小規模施設は免税、または徴収義務の免除など)	宿泊税は、宿泊料金や宿泊施設の規模ではなく、県内に宿泊する行為に着目して、観光振興施策の受益を受ける宿泊者に広く負担を求める制度です。県が実施する観光振興や受入環境整備の効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず宿泊者全体に及ぶことから、宿泊者間の公平性の観点を踏まえ、1人1泊当たり同額の負担をお願いする一律定額制としています。 宿泊税を導入して広域的な観光振興を図っていくことは、特定の地域・施設だけではなく、広く県全体に様々な効果が生じるものと考えています。今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案していきます。事業の立案に当たっては、用途の検討及び検証を行う組織体の設置を検討しており、当該組織体には宿泊事業者の方にも参画していただくことを想定しています。 いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。 なお、立案した事業については、県議会における予算案の議決をもって決定されます。
「条例施行後、5年を目途に条例（税制度）の見直しを行う。」とあるが、導入1年目は試験期間とし、最初は1年目に見直しを行うべき。	税制度の見直しについては、宿泊税条例の施行状況の調査及び分析、見直し内容の検討に係る期間等を踏まえ、施行後5年を目途としています。
ネットカフェは対象外なのか。	旅館業法に規定する旅館業に該当しない場合は宿泊税の課税対象となりません。
宿泊税分の支払いを利用者が拒否した場合や宿泊施設側や第三者が肩代わりした場合、どのような罰則があるのか。	宿泊者に対する罰則規定はありません。地方税法上、特別徴収義務者は宿泊者に対して求償権があるとされています。仮に宿泊者が宿泊税を支払拒否した場合、特別徴収義務者が県へ申告納入していただいた上で、求償権に基づき、当該宿泊者へ求償することができます。
納税義務者について 過去の説明会で、「未就学児は対象外とする」予定であるとの説明だったが 条例その他に明記されたい。 または、代替表記として、「有料宿泊者を対象とする」が考えられる。	宿泊料金が発生する宿泊は宿泊者の年齢に関わらず宿泊税の課税対象となりますが、宿泊料金が発生しない宿泊は宿泊税の課税対象となりません。御意見として参考とさせていただき、特別徴収事務に係る手引等に記載したいと考えています。

ご意見等	県の考え方
課税免除について、部活動等の内容により、適宜、適用するのではなく、そもそも自治法や自治体の例規で規定している公の施設は、事業会計ではなく、一般会計で対応しており、観光目的の施設ではないので、課税対象から除外すべきと思うがいかが。	宿泊税の課税客体は宿泊行為であるため、宿泊施設の設置目的に関わらず、旅館業に係る施設への宿泊で、宿泊料金が発生する場合は課税の対象となります。また、宿泊者が宿泊行為により受ける行政サービスは宿泊施設により大きな違いはないと考えられるため、公平性の観点から、公の施設についても課税対象とすることが適当と考えています。 課税免除を行う場合は、課税を不適当とする公益上の事由が必要であり、公益性が明確な対象に限定して行う必要があることから、学習指導要領等における位置づけなどを踏まえ、教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊を課税免除の対象としています。
地域説明会にも参加をいたしました。大きな資本を持っている会社のみが耐えられる制度であると考えられます。会計処理についても税理士先生へ依頼をしなければなりませんので、デジタル化されていない、事業者側の負担が大きいと感じます。150円の税率の3%ではその負担額の1%にも満たないように思います。よって、年間売上額が500万円を超えるような宿泊施設から徴収することが適当であるように思います。	宿泊者が宿泊行為により受ける行政サービスは宿泊する施設により大きな違いは無いと考えられるため、公平性の観点から、旅館・ホテル・簡易宿所、民泊、特区民泊いずれも課税対象とすることが適当と考えています。 税理士への依頼は、特別徴収義務者の判断で行っていただくものとなりますが、申告納入等の事務にあたっては煩雑な制度とならないよう検討を進めたいと考えています。具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。
千葉県が導入を予定している宿泊税（1人1泊150円・定額制）について、簡易宿泊所事業者として反対します。 低額宿泊施設への負担割合が極端に高く、不公平、不平等である 当方の料金体系は ・カプセルホテル利用：3,500円 ・深夜仮眠利用：800円 これに対し150円の宿泊税は ・約4%～19%という極めて高い税負担割合となります。 一方、高額ホテル（50,000円以上）では0.3%以下であり、制度として著しく不平等です。	先行自治体では、宿泊税の課税対象とする「宿泊」の基準を ・宿泊契約として取り扱う場合 ・宿泊契約以外の場合で日をまたぐ6時間以上の利用がある場合 とすることが多い傾向で、本県でも先行自治体を参考に検討しています。旅館業法に規定する旅館業に該当しない場合は課税の対象とはなりません。 特別徴収義務者の事務負担の軽減や、県内で独自課税を検討する市町村が現時点で8市町あることを考慮し、県分と市町村分の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 段階的定額制では、食事代等を除いた素泊まりの宿泊料金をもとにどの税率に該当するか確認する必要が生じるほか、定率制についても、同様に素泊まりの宿泊料金に対して一定の割合（%）を乗じて税額を算出する必要があり、いずれも徴収事務が煩雑化することが見込まれることから、一律の定額制としました。

ご意見等	県の考え方
当施設の利用者の半数以上が高齢者・低所得者であり、観光目的の税としては不適切 当方の利用者の約50%は高齢者・低所得者であり、観光目的の利用は少数です。 簡易宿泊所は地域の福祉インフラとして機能しており、観光振興目的の税を生活弱者から徴収することは制度趣旨と矛盾します。	宿泊者の宿泊行為を課税客体としており、公平性の観点から、観光目的ではない宿泊についても課税の対象としています。あわせて、特別徴収義務者において、観光目的の宿泊客とその他の宿泊客を区別する事務の煩雑さを避ける観点からも課税することとしています。
【社内研修施設の取り扱いについて】 観光振興を目的とした法定外目的税であるならば、社内研修を目的として利用する研修施設の宿泊について課税対象とすることは、制度目的との整合性に疑問がある。 観光目的ではなく、企業活動の一環として利用される宿泊については、観光振興施策の受益との関連が薄いと考えられるため、課税対象とする妥当性について整理いただきたい。	社員のみが無料で宿泊するなど、社会性がない場合は、旅館業に該当せず、課税対象となりません。ただし、研修施設の場合でも、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業に該当する施設であれば、宿泊税の課税対象となります。 宿泊者の宿泊行為を課税客体としており、公平性の観点から、観光目的ではない宿泊についても課税の対象としています。あわせて、特別徴収義務者において、観光目的の宿泊客とその他の宿泊客を区別する事務の煩雑さを避ける観点からも課税することとしています。
施設運営上必要な業務のために従業員が宿直（設備員や警備員の当直等）する場合など、宿泊料金が発生していない宿泊については課税対象外と考えてよいのか。	宿泊料金が発生しない宿泊については、宿泊税の課税対象となりません。
現在示されている報奨金制度について、導入後5年間経過した後も継続する考えはあるのか。	現在の案では、導入から5年を経過した後も申告納入期限内に納入した宿泊税額に対して2.5%を交付予定です。
市原市内のゴルフ場と市原市役所は、災害時におけるゴルフ場施設の提供を出来る範囲で行うことを災害協定書でうたっております。 宿泊施設を避難場所として提供した場合も免除対象とならないのですか？	旅館業に係る施設への宿泊で、宿泊料金が発生する場合は課税の対象となります。

ご意見等	県の考え方
宿泊業者の株主優待券を使用する場合、宿泊税も割り引きの対象になるのか。	
宿泊予約がキャンセルとなり、キャンセルポリシーに基づいて宿泊料金（キャンセル料）が発生した場合、宿泊税は課税対象となるのか。 また、宿泊施設側において空室を確保しているため宿泊料金相当額が発生しているものの、実際には宿泊者が宿泊しなかった場合（無断不泊）について、宿泊税の課税対象となるのか。あわせて、宿泊税の課税判断は「宿泊行為の発生」を基準とするのか、「宿泊契約に基づき料金の発生」を基準とするのかについても明確にしていきたい。	
1か月以上の長期滞在者は課税免除となると理解しているが、1か月を超えた時点で全期間が非課税となるのか、それとも最初の1か月分については課税対象となり、1か月を超えた宿泊分から課税免除となるのか、ご教示いただきたい。 また、長期滞在者についても一般の宿泊客と同様に宿泊税の課税対象となるのか。 宿泊税は観光振興を目的とした法定外目的税と理解しているが、観光目的ではなく、工事、研修、出張その他の業務上の必要性により長期間宿泊している者についても、観光客と同様に課税することの考え方を示していきたい。 さらに、当施設では平日に研修を受講し、週末は帰宅する利用者がいる。このような利用形態において、 ・平日のみ継続的に宿泊し、総利用期間が1か月を超える場合 ・毎週末は帰宅するため連続宿泊とはならない場合。 についても長期滞在者として課税免除の対象となるのか、ご教示いただきたい。 あわせて、長期滞在者の判定基準について、 ・連続して宿泊した日数 ・契約期間 ・実際の宿泊日数 のいずれを基準として判断するのか明確にしていきたい。	具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。

ご意見等	県の考え方
⑨宿泊税の徴収事務	
観光振興の目的には賛同するものの、現在の案では小規模・無人運営の宿泊事業者に対し、事務負担および経済的負担が著しく不公平となるため、制度設計の再考を強く求めます。 徴収方法の不公平性と事業者負担の解消 現状の課題：ホテル等と異なり、無人・セルフチェックイン型の施設では現地での現金徴収が困難です。宿泊料金に含めざるを得ない場合、手数料等の関係で実質的に事業者の持ち出しとなり、不公平が生じます。 改善案：宿泊者がQRコードや専用サイトを通じて直接納付できるオンライン納税システムの構築など、事業者負担を押し付けない徴収体制を検討してください。	徴収の実効性を確保するため、宿泊税を既に導入している自治体と同様に、宿泊事業者による特別徴収にて徴収いただくこととしております。 特別徴収事務に対する経費の一部を支援するため、報奨金の制度を設ける予定であり、いただいた御意見については、今後の徴収事務に関する検討の際の参考にさせていただきます。 なお、事業者負担の軽減は重要な課題であることから、今後も事務手続の簡素化や手引等における分かりやすい周知に努めるなど、負担軽減に向けた取組について検討してまいります。
私は千葉県内で小規模な無人・セルフチェックイン型の民泊施設を運営しています。観光振興のための宿泊税導入には理解を示しますが、現在の制度案は小規模宿泊事業者への負担が大きく、このままでの導入には反対します。 最大の問題は徴収方法です。ホテルや旅館は、宿泊料金が事前決済でも、チェックイン時に宿泊税のみを宿泊者から徴収できます。一方、無人民泊では現地徴収が難しく、宿泊料金に宿泊税を含めるしかありません。実質的に事業者負担となります。同じ宿泊料金でも、徴収方法の違いだけで不公平が生じています。	宿泊税は宿泊サービスの利用に着目して課税するものであり、宿泊施設の運営形態の違いにかかわらず、同様の宿泊行為については公平性を確保する必要があります。 このため、無人民泊であることのみを理由として課税対象外とすることは適当ではないと考えています。 なお、事業者負担の軽減は重要な課題であることから、今後も事務手続の簡素化や手引等における分かりやすい周知に努めるなど、負担軽減に向けた取組について検討してまいります。
宿泊税の管理や申告・納付などの事務負担も、小規模事業者にとっては大きな負担です。 そのため、宿泊施設による徴収だけでなく、宿泊者がQRコードや専用サイトを利用してオンラインで直接納付できる仕組みなど、事業者負担を軽減する方法も検討していただきたいと思います。	特別徴収事務に対する経費の一部を支援するため、報奨金の制度を設ける予定であり、いただいた御意見については、今後の徴収事務に関する検討の際の参考にさせていただきます。
申告納入の方法について 宿泊数を裏付ける資料（例：システム帳票）の添付などが求められるか？	申告納入の際に根拠書類の添付を求める予定はございませんが、税務調査を適正に行うことができるよう、宿泊税条例において宿泊年月日や宿泊者数、税額等を記載した帳簿の作成や保存について義務づけさせていただく予定です。具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。
徴収方法について 宿泊者が「税を負担している」という事が明確であれば、宿泊料金に宿泊税相当額を含めて販売し、宿泊事業者が預り金として県へ納付する運用は認められるとの理解でよいか。 特にOTAや公式ホームページで事前決済した際に発行されるメールや事業者側が利用する管理画面で宿泊税額が個別明記されていなくてもよいか。	宿泊者からの徴収方法について特段の定めはありません。現地徴収や事前決済等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくこととなります。 宿泊者に領収書等を発行する場合、宿泊税の名称とその額が明記されていないと宿泊税額分も消費税の課税対象となることがありますので、明記するようお願いいたします。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。 具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。

ご意見等	県の考え方
宿泊税は観光振興を目的とする一方、課税対象にはビジネス利用者、工事関係者、業務上の宿泊者等も含まれます。観光目的ではない宿泊者に対して、観光施策のための税として説明する役割を宿泊施設が担うことには難しさがあります。県として、現場でそのまま使える統一的な案内文、FAQ、領収書表記例等を整備していただきたいです。	先行自治体の例も参考に、分かりやすい手引やQ&A等の作成に努めます。
OTA予約や事前決済との関係も重要です。楽天トラベル、じゃらん、Booking.com等で宿泊料金を事前決済したお客様は、支払いが完了している認識で来館されます。宿泊税だけをチェックイン時に現地徴収する運用では、二度手間となり、不満や問い合わせ、クレームにつながる可能性があります。本来、宿泊税は宿泊施設独自の料金ではありませんが、宿泊者から見れば説明や徴収を行うのは宿泊施設であるため、不満の矛先が施設に向かい、口コミ評価に影響することも懸念されます。一度投稿された口コミは容易に訂正・削除できないため、小規模施設にとっては大きなリスクです。OTAの予約画面で宿泊税の有無、金額、支払方法を明確に表示し、可能であれば事前決済時に宿泊税もあわせて決済され、OTA側で徴収・処理できる仕組みについて、県からOTA事業者へ働きかけていただきたいです。	いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
宿泊税という増税が開始された後の事業者側のオペレーションコストについて、何ら配慮がされていない。折しもインボイス制度が開始されたが、これによる日々の業務量増大や税理士費用の上昇について、国はまったく意に介せずである。宿泊税に関しても、宿泊台帳の作り直しや申告のためだけに似て非なる台帳の作成（課税対象者かどうかの区分けなど従来不要でした）、毎月または3か月ごとの申告作業と納付。百歩譲って1年とか半年ごとにできないのだろうか。説明会では冒頭「人手不足」「物価上昇」とおっしゃっていました。事業者の苦しみに理解を示す姿勢を示すのであれば、事業者側のオペレーションコストを上昇させるようなことは、辞めていただきたい。	帳簿の作成については、不申告や過少申告の際に税務調査を行うため、調査を適正に行うことができるよう、宿泊年月日や宿泊者数、税額等を記載した帳簿の作成や保存を義務付けるものです。新規の帳簿ではなく、既存の帳簿に宿泊税導入後に記載いただく必要項目を追加する対応や、複数の帳簿を突合させることにより必要項目が確認できれば特段書式は指定しない予定です。申告納入の期限につきましては、県税における特別徴収の税目（ゴルフ場利用税、軽油引取税）では毎月の申告納入としており、宿泊税についても原則毎月の申告納入としながら、小規模事業者への配慮として、3ヶ月ごとの申告納入を可能とする特例を設けているところです。事業者負担の軽減は重要な課題であることから、今後も事務手続の簡素化や手引等における分かりやすい周知に努めるなど、負担軽減に向けた取組について検討してまいります。
宿泊税は、消費税が非課税です。しかし説明会では、宿泊顧客に対して「宿泊税200円」と記した領収書を発行するよう話がなされた。OTAでクレジット決済している顧客に対して、わざわざ領収書を発行しろ、と言ってるわけです。何が嬉しくて、宿泊税という税金を召し上げられた挙句領収書発行という莫大なオペレーションコストをかけなければならないのでしょうか？このことは、正に、民間企業にオペレーションコストを押し付けてでも税金をむしり取ろうとするお役人気質の象徴である。	宿泊者に領収書等を発行する場合、宿泊税の名称とその額が明記されていないと宿泊税額分も消費税の課税対象となることがありますので、明記するようお願いします。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。

ご意見等	県の考え方
宿泊税の徴収・管理に伴う事務負担も深刻です。小規模事業者は予約管理、清掃、施設管理、宿泊者対応などを一人で行っている場合が多く、宿泊人数の管理、課税対象者の確認、申告・納付などの業務が増えることで、本来の宿泊サービスに充てる時間が失われてしまいます。そのため、宿泊施設が徴収する方式だけでなく、県が宿泊者から直接徴収する仕組みも検討していただきたいと考えます。例えば、宿泊施設はチェックイン時にQRコードや専用URLを案内し、宿泊者自身がオンラインで宿泊税を納付する仕組みであれば、小規模事業者の負担は大幅に軽減できます。私たちは、そのような案内には積極的に協力する用意があります。小規模宿泊施設の実情に配慮した徴収方法・制度設計を検討していただくよう強く要望します。	県が宿泊者から直接徴収することが困難なため、宿泊事業者の皆様に特別徴収いただきたいと考えています。宿泊者からの徴収方法について、特段の定めはありません。現地徴収や事前決済等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくこととなります。 なお、事業者負担の軽減は重要な課題であることから、今後も事務手続の簡素化や手引等における分かりやすい周知に努めるなど、負担軽減に向けた取組について検討してまいります。
深夜仮眠利用への課税は現場で重大な混乱を招く 深夜帯の利用者に対し ・住所氏名の記入 ・宿泊税の説明 ・人数の正確な把握 ・免除判定が必要となり、トラブルが必ず発生します。 高齢者・低所得者は説明理解が難しく、現場の混乱は避けられません。	先行自治体では、宿泊税の課税対象とする「宿泊」の基準を ・宿泊契約として取り扱う場合 ・宿泊契約以外の場合で日をまたぐ6時間以上の利用がある場合 とすることが多い傾向で、本県でも先行自治体を参考に検討しています。旅館業法に規定する旅館業に該当しない場合は課税の対象とはなりません。 また、宿泊者の宿泊行為を課税客体としており、公平性の観点から、観光目的ではない宿泊についても課税の対象としています。あわせて、特別徴収義務者において、観光目的の宿泊客とその他の宿泊客を区別する事務の煩雑さを避ける観点からも課税することとしています。 税務調査を適正に行うことができるよう、宿泊税条例において宿泊年月日や宿泊者数、税額を記載した帳簿の作成や保存を義務づける予定です。 宿泊者にも御理解いただけるよう、制度の周知に努めてまいります。
簡易宿泊所は少人数スタッフで運営しており、宿泊税導入により、記録・説明・徴収・納税義務が過大となり、経営に深刻な影響を及ぼします。	特別徴収義務者の事務負担を鑑み、納期内納入額に対して原則2.5%、導入当初5年間は3.0%とし全て納期内納入かつ全て電子申告の場合3.5%の報奨金を交付予定です。 具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。
制度開始に向けた実務マニュアルやQ&A集、申告手続きの手引き等はいつ頃公開される予定か。	具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。

ご意見等	県の考え方
宿泊税は消費税と同様に請求書、領収書又は利用明細書へ区分表示する必要があるのか。 また、宿泊料金と宿泊税を同一の請求書に記載することを想定しているのか、宿泊税のみを別請求とすることも認められるのか、についてご教示いただきたい。 制度開始に向けたシステム改修や運用設計に影響するため、請求書・領収書の記載例を含めた手引書等を早期に公表していただきたい。	宿泊者に領収書等を発行する場合、宿泊税の名称とその額が明記されていないと宿泊税額分も消費税の課税対象となることがありますので、明記するようお願いします。 消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。 宿泊者からの徴収方法について、特段の定めはありません。現地徴収や事前決済等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくことになります。 具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。
私は千葉県内で小規模な無人・セルフチェックイン型の民泊施設を運営しています。観光振興や観光資源の充実を目的として宿泊税を導入する考え方自体には理解を示しますが、現在の制度案は小規模宿泊施設に大きな負担と不公平を生じさせるため、このままでの導入には反対します。 問題なのは、宿泊税の徴収方法です。ホテルや旅館は、宿泊料金がOTA等で事前決済されていても、チェックイン時に宿泊税のみを宿泊者から徴収できます。一方、私たちのような無人民泊では現地徴収ができず、宿泊税を宿泊料金に含めて販売するしかありません。その結果、宿泊税は実質的に宿泊施設が負担することになります。 例えば、2名で宿泊料金が10,000円の場合、ホテルは宿泊料金10,000円に加えて宿泊税300円を宿泊者から徴収できますが、無人民泊は10,000円の中から300円を納付しなければなりません。同じ価格で販売しても、実質的にはホテルより600円不利になります。この差は宿泊税そのものではなく、徴収方法の違いによって生じる制度上の不公平です。 宿泊税は宿泊料金に含めて請求することを想定しているのか、別建てで徴収することを想定しているのか、県として推奨する運用方法があればご教示頂きたい。	宿泊者からの徴収方法について、特段の定めはありません。現地徴収や事前決済等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくことになります。

ご意見等	県の考え方
当施設では、社内研修施設であるため原則宿泊費を徴収しておりません。そのため宿泊者の約８割が課税対象外となる見込みである。 宿泊税の申告納入に当たり、県へ報告する内容は、 ・課税対象となった宿泊者及び税額のみでよいのか ・課税対象外となった宿泊者数についても報告が必要となるのか ご教示いただきたい。 また、課税対象外となった宿泊者について報告が必要な場合、 ・宿泊者区分ごとの内訳 ・課税免除事由 ・根拠資料の保存期間 ・提出を求められる証憑類 についても明示していただきたい。 さらに、当施設のように課税対象者の割合が低い施設において、施設規模や宿泊者数と比較して納税額が少なくなる場合が想定されるが、そのような場合に追加的な確認や説明を求められることがあるのかについてもご教示いただきたい。	
申告納入期限について、「各月の初日から末日までの間の分を翌月末日までに申告納入」とされているが、課税対象となる宿泊の計上基準を具体的に示していただきたい。 例えば、「９月３０日チェックイン→１０月２日チェックアウト（２泊）」「９月２９日チェックイン→１０月３日チェックアウト（４泊）」のように宿泊期間が月をまたぐ場合、宿泊税は、 ・チェックイン基準 ・チェックアウト日基準 ・宿泊日ごとの日割基準 のいずれかで申告すればいいのか。 また、上記のケースにおいて、９月分と１０月分に分けて申告する必要があるのか、それとも一括して申告するのかについてもご教示いただきたい。 システム改修や会計処理に大きく影響するため、具体例を用いた運用基準を手引書等で示していただきたい。 さらに、当施設では宿泊費を宿泊月の翌月に請求し、翌々月に入金となるケースがある。この場合、宿泊税については特別徴収義務者が一時的に立て替え納付することになるのか。	具体的な事務につきましては、特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定です。

ご意見等	県の考え方
⑩導入に向けた事業者支援	
施設側としては、新制度を導入した際ホームページや看板等広告媒体やシステムの変更また館内料金表記等の変更にかかわる多大な経費と労力がかかることが予測されます。こちらの費用と労力に関しての支援措置の設立を強く要望します。	宿泊事業者の皆様が宿泊税を徴収する際に必要なレジシステムの改修に係る費用については、先行自治体の実施状況を参考にしながら、宿泊事業者の皆様になるべく負担が生じない方向で支援策を検討しているところです。さらに、宿泊税の制度内容等を説明するためのチラシやポスター、ポップなどを作成し、配布させていただく予定です。 また、特別徴収義務者報奨金について、導入当初5年間は、新たな事務負担を考慮し、0.5%を加算して3.0%の報奨金としているうえ、全て納期限内に納入しかつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%としているところです。
宿泊税導入に伴うシステム改修費用への補助や、事務負担軽減のための支援策は予定しているか。	宿泊事業者の皆様の業務負担軽減のため、宿泊税を徴収する際に必要なレジシステムの改修に係る費用については、先行自治体の実施状況を参考にしながら、宿泊事業者の皆様になるべく負担が生じない方向で支援策を検討しているところです。
⑪その他	
導入にあたり、俱知安の事例の書かれた書籍（「観光文化261号 我が国の観光振興財源の現在とそのガバナンスの展望」）を読んで欲しいです。	いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
千葉県は、都道府県レベルのDMOが無い状況で、それは1都8県のうちのひとつで、関東では、東京都と千葉県のみです。以下、ご確認をお願い致します。 観光庁は、全国に広域DMOを10登録しており、それを都道府県DMOに情報を流し、さらに地域DMOに流す「縦の関係」の構築を想定していると思われます。都道府県DMOが無いことは、地域DMOにとって、「情報格差」に繋がると考えられます。そこで、千葉県には国内最大の成田空港という素晴らしい施設があります。一方で、インバウンドの一人当たり消費単価は47都道府県で46位という数字も出ています。成田空港を利用される方を県内周遊させる施策を行う上では、千葉県観光物産協会ではなく、インバウンドを目の前で対応されている「成田空港活用協議会」など現場でご活躍されている組織を都道府県DMO登録に向けて検討してはいかがでしょうか？宿泊税の導入と共に、都道府県DMOの設立を切望します。	地域DMOは、関係者との合意形成を図っていただいたうえで、観光戦略を策定し、地域資源の磨き上げや客観的なデータに基づくプロモーションなどを実施する役割を担うものと考えています。その役割を継続して担っていただくための支援方法や、都道府県域DMOの設置等については、いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。
想定される使途イメージについては、概ね賛同できます。 その一方で、千葉県の観光客数に疑問があります。このほとんどの数字はテーマパークによるものではないのでしょうか？詳細を開示いただきたいですが、一企業のつくりあげたリゾートによる顧客創出なのであれば、観光施策をおこなったところで意味がないように思います。データの透明性を担保したうえで、議論が必要であると感じます。	県としては、宿泊税を導入して広域的な観光振興を図り、県全域の魅力を向上させ、旅行者に選ばれる目的地としていきたいと考えています。

ご意見等	県の考え方
民泊の運営については、薄利な中で私一人が運営をおこなっております。私のような零細民泊施設の運営者には、新たな負担が増えることとなります。地域住民の方々へのケア、交通機関混雑対策を行わないと、京都のような状態となり、結果、民泊はしないと経営環境が逆に悪化する可能性もあると考えられます。そこで、公共で運営する施設の利用割引券などを民泊に隣り合う住戸（開業をアナウンスするエリア＝開業時に把握できる）へ渡すことなどによる配慮などはできないでしょうか。	観光客と地域住民双方に配慮した観光地づくりに宿泊税を利用できる制度案としており、インバウンド対応に活用することを想定しています。宿泊税を活用して実施する施策は、市町村と連携しながら取り組んでいきたいと考えており、市町村は観光客と地域住民双方に配慮した観光地マネジメントを行う役割を担うものと整理しておりますので、いただいた御意見は、市町村にも共有させていただきます。
簡易宿泊所は、住居喪失者・低所得高齢者・単身労働者の生活を支える重要な社会インフラです。宿泊税導入はこれらの人々の利用を抑制し、地域福祉問題を悪化させる可能性があります。	宿泊税は、宿泊料金や宿泊施設の規模ではなく、県内に宿泊する行為に着目して、観光振興施策の受益を受ける宿泊者に広く負担を求める制度です。県が実施する観光振興や受入環境整備の効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず宿泊者全体に及ぶことから、宿泊者間の公平性の観点を踏まえ、1人1泊当たり同額の負担をお願いする一律定額制としています。
過去の観光振興に関する効果検証をまず先にすべきである。宿泊税を導入して予算を増やせば解決するという保証はない。有効な事業でなければ無駄になる。関連資料23ページに「使途の検証・検証組織を設置することとし、詳細は有識者、宿泊事業者等で構成する「第4次観光立県ちば推進本計画」の策定懇談会で検討を行う。・使途の透明性の確保のため、適切な情報公開を実施。」と記載されているが、効果検証の検討を後回しにすべきではない。なぜ宿泊税導入の議論と同時に検討してこなかったのか。これまで効果検証や適切な情報公開がされていなかったということか。過去の効果検証や情報公開の詳細を明示してほしい。12～15ページに記載されている使途のイメージは、県がすでに実施してきた取組も多いと思う。それをどのように効果検証されたか明示してほしい。	県が現在実施している観光振興施策については、県総合計画の中で毎年度政策評価を行い、その結果を公表しているところです。使途の検討及び検証を行う組織体の設置については、「千葉県観光振興財源検討会議」における議論を踏まえて検討することとしたものです。宿泊税の使途のイメージとして掲載している事業は、いずれも新たに取り組む施策を例示したのですが、宿泊税の使途については、内容や検討検証会議の結果を県ホームページ等で公表するなど、透明性の確保を努めてまいります。
民泊などの納税義務者が多く、宿泊税を納めない業者や、補助金を受け取る業者の監査にも多額の人件費がかかるのではないかと思います。宿泊税の徴税や、観光振興に携わる県職員と市町村職員の人件費も、宿泊税を財源とすべきである。観光振興のための財源不足を補うために宿泊税を導入するなら、そのために増加する人件費を一般県民が負担すべきではない。職員の増加などの運用コストを明示してほしい。	宿泊税については、観光・宿泊事業者支援や市町村域をまたがる観光地づくりなど、県が取り組むべき観光振興施策の事業規模を約45億円と見込んだうえで、税率等を定めています。いただいた御意見を参考に、検討を深めてまいります。

ご意見等	県の考え方
行政機関の統廃合・経費削減のため、宿泊税の申告納入は、県全域で一カ所の県税事務所にまとめるべきである。宿泊事業者の監査などの交通費がかかるとしても、一カ所にまとめればスケールメリットがはたらきコスト削減となる。宿泊業者にとっても手続き先が分かりやすくなると思う。	宿泊税に係る業務は一カ所の県税事務所が所管する予定です。
本制度は令和１０年９月の導入を予定しているが、この時期を選定した理由をご教示いただきたい。 宿泊事業者においては、 ・予約システムの改修 ・会計システムの改修 ・料金体系の見直し ・取引先への周知 ・社内研修・マニュアル整備 などの準備が必要となる。 また、令和１０年９月施行の場合、年度途中での制度導入となるため、予算管理や会計処理が複雑化することが懸念される。 そのため、事業者及び自治体双方の事務負担軽減の観点から、令和１１年４月など年度開始に合わせて施行する方が望ましいと考えるが、９月施行とした理由及び４月施行を採用しなかった理由についてご説明いただきたい。	県では、人材不足をはじめ、観光ニーズの多様化や増加するインバウンドへの対応、デジタル化の進展など、観光・宿泊業を取り巻く環境が激変する中で、持続的な観光振興を図っていくため、様々な施策を可能な限り早期に実施していきたいと考えています。 一方で、宿泊者への十分な周知期間やレジシステム改修等の宿泊事業者の準備期間も確保することが必要であるとも考えています。 このため、施策の早期実施と事業者の皆様の準備期間の確保の双方を勘案するとともに、本年１２月議会での条例案上程を目指して検討を進めていることも踏まえ、現時点では令和１０年９月の導入を予定しています。